

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について

「長寿医療制度」は、高齢化に伴い医療費の一層の増大が見込まれる中、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、現役世代と高齢者でともに支え合う制度として設けられたところである。

しかしながら、制度の趣旨や仕組み等が国民に十分周知されず、更に、制度スタート時に保険証の未着や保険料の算定誤りといった事務手続きのミスで、制度自体への国民の信頼が大きく損なわれている。

そもそもこのような事態を招いた主たる原因は、制度設計者である国からの保険料算定等のコンピュータプログラム提供の大幅な遅れなどにより、地方の準備作業が混乱し、住民への周知・広報活動に影響を及ぼしたことにある。

こうした中で、国は、現在、制度の実施状況の点検を行い、点検結果を踏まえ、必要に応じて所要の対策を講じるとしているが、地方では、対応に苦慮している状況も生じているので、地方の立場から次のとおり申し入れる。

記

- 1 国は、新たな措置の実施によって生じる財政負担について、地方に負担を転嫁することがないように、責任をもって対応すること。
- 2 国は、率先して制度創設の趣旨、保険財政の仕組み、保険料の算定・徴収等について、関係者・関係団体、報道機関等を通じ、今まで以上に周知徹底や理解を図り、迅速な制度の定着に努めること。
- 3 所要の対策を講じる場合に当たっては、制度創設の趣旨を損なわないようにすること。低所得者等への必要な対策については、今回の保険料の全国調査等の結果を踏まえ、十分検討するとともに、1のとおり、地方に新たな負担を転嫁しないこと。
- 4 新たな対策が実施される場合、内容によっては、地方の現場では、条例改正や電算プログラムの大幅な修正が必要であり、相当量の事務量が発生することから、更なる混乱を招かぬよう、具体的な実施方法等について、地方と十分協議を行うこと。さらに、新たな対策の広報活動についても、国民に対し率先して十分な説明、周知を行うこと。

平成20年5月29日

全国知事会